

令和 6 年度第 7 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 6 年 7 月 9 日

担当部・課：復興企画部地域振興課〔内線 4 2 4 2〕

① 件 名											
令和 6 年度の公共交通利用促進デーの実施について											
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）											
【背景】 令和 3 年度末に策定した「石巻市総合交通計画」の施策として、モビリティマネジメントの推進を目的に、令和 4 年 7 月から 1 2 月までの 6 か月間、毎月第 4 金曜日に、本市職員が積極的に公共交通を活用して通勤する「公共交通チャレンジデー」を実施した。 また、令和 5 年 6 月から令和 6 年 3 月まで、毎月 1 日以上を目標に、任意の金曜日に本市職員が積極的に公共交通を活用して通勤する「公共交通利用促進デー」を実施したが、参加者数の低迷が課題となった。 ※ モビリティマネジメント 過度に自家用車に頼る状態から、公共交通や徒歩等を含めた多様な交通手段を適度に利用する状態へと少しずつ変えていく一連の取組のこと。 【目的】 令和 5 年度の結果を踏まえ、一部実施内容を変更して本取組を継続することで、参加者数の増加を図り、今後は市全体へ本取組を浸透させていく。											
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性											
【根拠法令】 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 1 章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち 第 5 節 持続可能な公共交通ネットワーク整備の推進 石巻市総合交通計画 方向性 3 公共交通志向型の都市への転換に向けた仕組みづくり 施策 3－2 公共交通に対する市民意識の改善											
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）											
令和 4 年 3 月	石巻市総合交通計画（令和 4 年度～令和 8 年度）策定										
7 月～1 2 月	公共交通チャレンジデー実施										
令和 5 年 6 月～令和 6 年 3 月	公共交通利用促進デー実施										
⑤ 主な内容											
本市職員が鉄道やバス等の公共交通を用いた通勤を積極的に行う「公共交通利用促進デー」を下記内容に変更の上、継続して実施することにより、本市の地域交通の維持に対する職員の意識向上を図るとともに、全市的なモビリティマネジメントの推進に役立てていくもの。実施期間中のいずれかの月において対象職員の参加率 8 0 % 超を目標とする。											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%;">令和 6 年度</th> <th style="width: 40%;">令和 5 年度</th> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">1 対象職員</td> <td style="vertical-align: top;">行政職の一般職員等（任期付、再任用、派遣職員、会計年度任用職員を含む。）</td> <td style="vertical-align: top;">行政職の一般職員等（任期付、再任用、派遣職員、会計年度任用職員を含む。）</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">※ 令和 6 年度は普段公共交通を利用して通勤している者を含む。</td> <td style="vertical-align: top;"> ※ 下記のいずれかに該当する者は対象外とする。 <u>①勤務先から自宅が 2 km 以内の者</u> <u>②自宅又は勤務先から駅又はバ</u> </td> <td></td> </tr> </table>		令和 6 年度	令和 5 年度	1 対象職員	行政職の一般職員等（任期付、再任用、派遣職員、会計年度任用職員を含む。）	行政職の一般職員等（任期付、再任用、派遣職員、会計年度任用職員を含む。）	※ 令和 6 年度は普段公共交通を利用して通勤している者を含む。	※ 下記のいずれかに該当する者は対象外とする。 <u>①勤務先から自宅が 2 km 以内の者</u> <u>②自宅又は勤務先から駅又はバ</u>			
	令和 6 年度	令和 5 年度									
1 対象職員	行政職の一般職員等（任期付、再任用、派遣職員、会計年度任用職員を含む。）	行政職の一般職員等（任期付、再任用、派遣職員、会計年度任用職員を含む。）									
※ 令和 6 年度は普段公共交通を利用して通勤している者を含む。	※ 下記のいずれかに該当する者は対象外とする。 <u>①勤務先から自宅が 2 km 以内の者</u> <u>②自宅又は勤務先から駅又はバ</u>										

	<u>ス停まで1km以上ある者</u> <u>③往復の通勤時間帯に乗車できる公共交通がない者</u> <u>④個人の事情から自家用車等での出勤が必要な者</u>	
2 公共交通利用促進デーの設定	<u>毎月第4金曜日（祝日等の場合はその前日）に公共交通を活用した通勤を行う。</u> <u>※ 当日都合が悪い場合は、同じ週の任意の日に実施する。</u>	<u>毎月1回以上任意の金曜日（祝日等の場合はその前日）を選択し、公共交通を活用した通勤を行う。</u>
3 実施期間	<u>令和6年7月から</u>	<u>令和5年6月から令和6年3月まで</u>
4 課題及び成果の検証	① <u>対象者の把握のため、各所属において、所属職員の普段の通勤方法等を確認の上、復興企画部地域振興課に報告する。</u> ② <u>毎月各所属において、対象職員の公共交通利用促進デーにおける通勤手段を、復興企画部地域振興課に報告する。</u> ③ <u>地域振興課は、年度末に各所属に対し実施結果の調査（実施できなかった理由等）を行い、課題及び成果の検証を行う。</u>	① 各所属において、所属職員の普段の通勤方法等を確認の上、復興企画部地域振興課に報告する。 ② <u>毎回参加者が直接、公共交通利用促進デーにおける通勤手段を、復興企画部地域振興課に報告する。</u> ③ <u>地域振興課は、年度末に職員を対象としたアンケート調査を行い、課題及び成果の検証を行う。</u>
※ 通勤手段を変更することにより発生する交通費は支給しないものの、職員の積極的な参加について協力をお願いする。 ※ 本事業への参加により事故等が発生した場合については、一部通勤経路に変更が生じているものの、市の施策に基づくものであることから、通勤災害の対象として取り扱うものとする。		
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）		
【影響・効果】 ・持続可能な地域公共交通の実現に向けたデータの収集及び分析 ・利用しやすい公共交通の実現に向けた課題の洗い出し及び事業者への提案 ・公共交通の利用促進（利用者増加）によるサービス・利便性の向上 ・参加者数の増加により、今後、ワークライフバランスや脱炭素に関する取組との連携を図る。 【市財政への負担】 なし		
⑦ 他の自治体の政策との比較検討		
令和5年度に名取市、大崎市、涌谷町、女川町でも同様の取組を実施		
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日		
令和6年7月 7月～	職員通勤方法実態調査 令和6年度公共交通利用促進デーの実施（毎月第4金曜日） 毎月の参加者数の報告・集計	
令和7年2月～3月	実施結果調査	
⑨ その他		
令和5年度延べ参加者数（10か月間）：出勤時265人、退勤時238人 月平均：出勤時26.5人、退勤時23.8人 ※ 普段から公共交通で通勤している者を除く。		